

キャンベラ補習授業校(CJSS Inc.) 校則

最終改正：令和3年5月22日

第1章 総則

(目的)

第1条 本則は、CJSS Inc.が運営する「キャンベラ補習授業校」(以下、「本校」)が CJSS Inc.会則(以下、「会則」)第3条の目的に沿った補習教育を円滑に実施するため、必要な基本的事項、枠組み及び諸手続につき、会則第29条1項(d)に規定された校則として定めるものである。

(遵守義務)

第2条 本校の児童・生徒(以下、「児童・生徒」)、その保護者(以下、「保護者」)、本校の校長(以下、「校長」)及び本校の講師(以下、「講師」)は、それぞれの立場で誠実に本則を遵守しなければならない。

2 本校の名誉代表、名誉顧問、正会員、準会員(但し、本条1項に掲げた者を除く)、及び本校の活動に参加する他の全ての者は、本則を尊重しなければならない。

第2章 基本的事項

(教育年度及び教育学期)

第3条 教育年度は、原則として、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる1ヶ年とする。

2 教育学期は、4学期制とする。各教育年度の教育学期の期間は、第4条に基づき別途定める年間活動計画によるものとする。

(年間活動計画)

第4条 本校は、新教育年度開始までに、いずれも当該教育年度に実施する、第5条で定める教育活動及び第6条で定める行事活動の実施期日等を定めた年間活動計画を策定するものとする。

2 理事会は、年間活動計画の策定に際し、正会員及び第10条で定める教員会議の意見を聴くものとする。

3 教育年度途中に年間活動計画の変更が必要となる場合、理事会は、正会員及び教員会議の意見を聴いた上変更する。但し、第5条6項による臨時休校及び振り替え授業など、やむを得ない場合は本項によらないことができる。

(本校の教育活動)

第5条 本校は、児童・生徒を対象に、保護者の協力のもと、授業、課外活動による教育活動を行う。

2 本校は、1時限を50分間とする週3時限、年間42授業日を標準として授業を行う。授業実施場所は、原則としてアルフレッド・ディーキン・ハイスクールとする。理事会は、必要な場合、正会員及び教員会議の意見を聴いた上で授業実施場所を一時的に変更することができる。

3 本条2項で規定した授業日の時間割については以下を標準とする。但し、何らかの事情によりこれによらない場合、理事及び講師間で速やかに協議のうえ、校長より保護者に通知するものとする。

	時間帯	備考
準備	8:45～ 8:55	
第1限	8:55～ 9:45	
休憩	9:45～ 9:55	
第2限	9:55～10:45	
休憩	10:45～11:00	
第3限	11:00～11:50	
全校集会	11:55～12:05	全校集会を開催しない場合がある。
下校	12:05	全校集会を開催しない場合は11:55

- 4 授業内容は、文部科学省の告示する学習指導要領(以下「学習指導要領」という)に基づく国語及び算数(又は数学)とする。
- 5 課外活動の具体的な実施内容・方法については、理事会が教員会議と協議のうえ定めるものとする。
- 6 悪天候や伝染病などのため、校長及び理事長が特に必要と認めた場合、臨時休校とすることができる。この場合、本校は、可能な限り振り替え授業を行うよう努力しなければならない。

(本校の行事活動)

- 第6条 本校は、年間活動計画に基づき、第5条に定めた教育活動に準じた行事活動を実施することができる。
- 2 行事活動の具体的な実施内容・方法については、理事会が、必要に応じて教員会議と協議のうえ定めるものとする。

(学級編成)

- 第7条 本校に、小学部と中学部をおく。
- 2 授業の実施単位となる、学年別の学級数(以下、「学級編成」という)は、各教育年度開始1ヶ月以上前迄に、教員会議の意見を聴いた上で理事会が決定する。また理事会は、次年度予算の総会における承認を得る迄に、次年度の学級編成に関する総会の意見を聴くものとする。
 - 3 本条2項に関して、学級編成の決定にあたり、複数学年が1学級となることを妨げないものとするが、この場合でも各児童・生徒の所属学年は明確にするものとする。
 - 4 本条2項に関して、1学年の学級が2学級以上に分かれる場合、校長及び当該学年を担当する教員が児童・生徒の学級分けを決定し、理事会に報告する。なお、学級分けの決定に際しては、学力的な偏り等が生じないよう配慮するものとする。

第3章 校長及び教員

(校長)

- 第8条 本校は、本校の教育活動の実施に関する責任者として校長をおく。

(教員)

- 第9条 本校は、第5条の教育活動を実施するため、第7条で定める学級編成に基づき、教員として校長及び講師(一般講師・補助講師・代行講師)をおくことができる。
- 2 補助講師は、教育活動を補助する常勤の講師とし、代行講師は、代講を行う教員のうち、校長、一般講師、補助講師とは別に採用する非常勤の講師とする。

- 3 本校は、第7条で定められた学級を担当する教員(以下、「担任教員」)をおく。各教員の担任学級は、教員会議が決定するものとする。
- 4 担任教員は、学習指導要領に準じた年度学習指導計画書を作成し、保護者に説明するものとする。
- 5 担任教員は、第1・2学期及び第3・4学期の2回にわたり、担任する学級の児童・生徒毎に、成績評価を行い、校長の承認を経て、その結果を「学びのたより」として児童・生徒に通知する。
- 6 校長が必要と認める場合、理事会の承認をもって、校長を補佐または代理する者として一般講師の中から主任講師を選任することができる。但し、主任講師は、理事たる校長を代理することは出来ない。

(教員会議)

- 第10条 本校は、教育活動並びに行事活動に関わる事項に関し、校長及び講師による検討・意思決定等を行うために教員会議をおく。
- 2 教員会議は、原則として校長が召集するものとする。

第4章 入学

(入学資格)

- 第11条 本校へ入学する者は、以下の要件を満たす必要がある。但し、理事会は、会則に基づき特例を認めることが出来る。
- (1) 日本の義務教育対象年齢にあること。
 - (2) 保護者が CJSS Inc. の正会員であること。
 - (3) 学習指導要領に準じた教育に応じられる日本語能力を有すること。
 - (4) 仮入学後最終資格審査までの間に、第20条1項に定める停学処分に該当しないこと。
 - (5) 第21条に定める退学処分履歴を有さないこと。

(入学資格審査)

- 第12条 本校は、入学を希望する者が理事会の別途定める入学申込み書を提出した場合、本条2項に定める事前資格審査を速やかに開始しなければならない。但し、次教育年度当初より新小学部1年生への入学を希望する場合、同審査開始時期に関しては、この限りではない。
- 2 事前資格審査
 - (1) 事前資格審査は、第11条(3)及び(5)の資格を確認するものとし、校長、入学希望学年の担任教員及び校長が適切と認める教員の計4名以内で行い、審査の過程及び結果を理事会に報告する。
 - (2) 前号にかかわらず第11条但し書きにより理事会が特例と認める場合、事前資格審査に合格したものとみなす。
 - (3) 本校は、事前資格審査に合格した者に対し、児童・生徒としての仮入学を認める。
 - (4) 本校は、資格審査実施後、その結果を速やかに入学を希望する者の保護者に通知しなければならない。
 - (5) 本項(4)で仮入学の通知を受けた合格者は、速やかに本校が請求する授業料等の費用を納入しなければならない。但し、当該授業料等に仮入学日より以前の授業料が含まれている場合、当該期間の授業日数に応じた授業料相当額を払い戻すことができる。
 - 3 最終資格審査

- (1) 最終資格審査は、仮入学後9授業日以降12授業日以内に、第11条(3)から(5)の各号の資格を確認するものとし、校長、当該児童・生徒の担任教員及び校長が適切と認める教員の計4名以内で行い、審査の過程及び結果を理事会に報告する。
 - (2) 前号にかかわらず第11条但し書きにより理事会が特例と認める場合、最終資格審査に合格したものとみなす。
 - (3) 本校は、最終資格審査に合格した児童・生徒に対し本入学を認める。
 - (4) 本校は、資格審査実施後、その結果を速やかに当該児童・生徒の保護者に通知しなければならない。
 - (5) 本項(4)で本入学の通知をうけた合格者は、速やかに入学金を納入しなければならない。通知をうけた不合格者は、通知を受けた期日より後の授業料相当額の払い戻しをうけることができる。
 - (6) なお、本条1項から3項に拘わらず、第17条6項に規定した自主退学となった児童・生徒が再入学する場合は、考慮すべき特別な事情があると理事会が判断した場合に限り入学金を免除し、また、事前資格審査及び最終資格審査実施の要不要は、校長並びに当該児童・生徒の入学希望学年の担任教員が判断する。
- 4 本条2項及び3項において、校長が当該児童・生徒の担任教員或いは入学希望学年の担任教員と同じ場合、それぞれ「当該児童・生徒の担任教員」或いは「入学希望学年の担任教員」を「校長が指名する教員」に読み替える。
 - 5 本条及び本則他条において、入学希望学年は、原則として、入学を希望する者の年齢相当の学年とする。但し、理事会が特別な事情があると認める場合はこの限りでない。
 - 6 事前資格審査及び最終資格審査の実施内容及び実施方法は、校長が教員会議の協力を得て定める。その際、入学資格審査の合否を出来る限り客観的に判定できるよう留意する。
 - 7 最終資格審査結果に不服がある児童・生徒又はその保護者は、第22条に従い不服審査の申し立てを行うことができる。

(入学時提出書類)

- 第13条 児童・生徒の保護者は、仮入学時に、次の各号に関する書類を本校に提出しなければならない。
- (1) 児童・生徒調書
 - (2) 緊急時の対応に関する委任状
 - (3) アレルギー、ショック症状等に対する対処手順
 - (4) その他、理事会が定めるもの
- 2 児童・生徒の保護者は、本条1項の提出書類に変更が生じたときは、その都度本校に関係書類を提出しなければならない。

第5章 欠席・遅刻・早退・休学

(欠席・遅刻・早退)

- 第14条 児童・生徒が授業或いは課外活動を欠席、遅刻、早退をする場合、担任教員に予め連絡しなければならない。また、やむを得ず予め連絡することが出来なかった場合も、速やかに連絡しなければならない。この場合、本校は、次項又は3項に掲げる場合を除き、授業料の払い戻しを行わない。

- 2 本校は、児童・生徒本人或いは保護者の疾病・傷害等健康上の理由により、児童・生徒が連続5授業日以上欠席をした場合、医師の診断書の提出を条件として当該理由による欠席期間中の授業料の50%相当額を当該児童・生徒の保護者に払い戻すことができる。なお、授業料の50%相当額が入学金の額を超過する場合は、当該期間の授業料から入学金の額を差し引いた額を払い戻すことができる。
- 3 本校は、児童生徒がその保護者の申請に基づき、日本の義務教育を15授業日以上受けるために欠席をした場合、当該理由による欠席期間中の授業料の50%相当額を当該児童生徒の保護者に払い戻すことができる。なお、授業料の50%相当額が入学金の額を超過する場合は、当該期間の授業料から入学金の額を差し引いた額を払い戻すことができる。
- 4 本条1項から3項までのいずれかによる児童・生徒の欠席及び第15条に規定する休学期間が連続22授業日以上になった場合は、第17条6項に規定する自主退学とみなす。

(休学)

- 第15条 児童・生徒が連続5授業日以上連続21授業日以内の欠席をする場合、休学することができる。但し、第20条による停学処分期間は、休学期間として認めない。
- 2 休学する児童・生徒は、児童・生徒名、休学を開始・終了する授業日、休学理由、休学中の連絡先、保護者名、保護者自署その他を明記した休学届を校長に予め提出しなければならない。校長は、休学届を受理した場合、速やかに理事長に報告しなければならない。
 - 3 本校は、休学期間中の授業料の払い戻し又は免除を行わない。

第6章 再履修

(再履修)

- 第16条 校長或いは担任教員が保護者との面談又は書面により度重なる注意喚起を行ったにもかかわらず、学力が当該学年の修了基準に達しなかった児童・生徒は、同一学年を新教育年度に再履修するものとする。なお、当該児童・生徒に当該学年の修了基準に達しなかった特別な事情があると校長及び当該児童・生徒の担任教員の2名が合意した場合はこの限りではない。
- 2 児童・生徒の学力が当該学年の水準に達している場合でも、保護者は児童・生徒に同一学年を新教育年度より再履修させる要望を出すことができるが、この場合は、理事会の承認を必要とする。
 - 3 校長或いは担任教員が保護者との面談又は書面により度重なる注意喚起を行ったにもかかわらず、本条1項に基づき同一学年の再履修を行った児童・生徒が、次年度も当該学年の修了基準に達しなかった場合は、次項に定める場合を除き、第19条の規定に従い退校となる。退校日は、その旨の通知を発出した日とする。
 - 4 本条3項において、当該児童・生徒に当該学年の修了基準に達しなかった特別な事情があると、校長、当該児童・生徒の担任教員及び理事会が選任する理事1名の計3名が合意した場合はこの限りではない。
 - 5 本条1項及び3項において、校長が児童・生徒の担任教員と同じ場合、「児童・生徒の担任教員」を「校長が指名する教員」に読み替える。
 - 6 本条による決定に不服がある児童・生徒又はその保護者は、第22条に従い不服審査の申し立てを行うことができる。但し、本条2項による承認に関してはこの限りではない。

第7章 自主退学・卒業・退校

(自主退学)

- 第17条 児童・生徒が自主的に退学する場合、当該児童・生徒の保護者は、退学する児童・生徒名、退学日、保護者名、保護者自署を明記した退学届を、退学日の1ヶ月前迄に、校長に対して書面にて提出しなければならない。
- 2 自主退学日は、授業の最終出席日とする。
 - 3 校長は、退学届を受理した場合、速やかに当該児童・生徒の担任教員及び理事に報告しなければならない。
 - 4 本校は、自主退学で退学日より以降の授業料を既に徴収している場合、当該期間の授業日数に応じた授業料相当額を払い戻すことができる。但し、退学届提出の遅れ又は漏れ等があった場合は、この限りでない。
 - 5 保護者は、自ら監護する児童・生徒が全て退学した場合、速やかに CJSS Inc. の正会員を退会するものとする。
 - 6 第14条4項に関して、児童・生徒が連続22授業日以上欠席もしくは休学する場合も自主退学したとみなす。但し、本項に関する退学日は、欠席もしくは休学を開始後の連続22授業日目とする。
 - 7 本条6項において、当該児童・生徒の保護者は、欠席が連続22授業日以上になることが予測された場合には、速やかにその旨を校長に通知し自主退学手続きを取るものとする。

(卒業)

- 第18条 本校の小学部6年或いは中学部3年の修了基準に達した児童・生徒に対し、本校は、それぞれ本校小学部或いは中学部の卒業証書を授与する。校長は、卒業する児童・生徒名を理事会に報告しなければならない。
- 2 本校の小学部を卒業した児童は、進学届を校長に予め提出し、次教育年度より第12条に定める入学資格審査なしに中学部に進学することができる。この場合、入学金は免除される。
 - 3 本校の中学部を卒業した生徒の保護者は、他に自ら監護する児童・生徒が在籍していない場合、CJSS Inc. の正会員を退会するものとする。

(退校)

- 第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該児童・生徒は退校となる。また本校は、当該児童・生徒の保護者に対して、速やかにその旨通知しなければならない。この場合、授業料を既に徴収している場合でも払い戻しはせず、また未収分についても免除しない。
- (1) 保護者が会則第11条1項(c)、(d)及び(e)の理由により CJSS Inc. の正会員の資格を有さなくなった場合。
 - (2) 入学金、授業料等本校より請求のあった費用を期日までに納入せず、更に支払い督促を受けても指定期日までに納入しなかった場合。
 - (3) 児童・生徒が、第16条3項に該当する場合。

第8章 停学・退学処分

(停学処分)

- 第20条 児童・生徒が次の各号のいずれかに該当する場合には、本校は、当該児童・生徒に対して、校長、当該児童・生徒の担任教員、理事長が適切と認める理事1名の計3名の合意の上、最大4授業日の停学処分を行うことができる。処分決定にあたっては、当該児童・生徒及びその保護者、その他関係者から事情等を聞かなければならない。
- (1) 本校の名誉・信用を毀損し、又は本校の利益を害した場合
 - (2) 本則他条に対する違反があった場合
 - (3) その他本校の教育活動に著しく支障を来す事由が認められる場合
- 2 校長は、本条1項により停学処分を行う場合、当該児童・生徒の保護者及び理事長に対し、停学処分の理由と期間を通知しなければならない。停学処分を受けた児童・生徒は、定められた期間、本校を欠席しなければならない。この場合、本校は、停学処分期間の授業料の払い戻し・免除を行わない。
 - 3 停学となった児童・生徒の保護者は、停学処分の根拠となった事由が消滅し、当該児童・生徒が復学するに足る条件が整ったと判断した場合、校長に停学期間短縮の申請を行うことができる。
 - 4 校長は、本条3項の申請に対し、校長、当該児童・生徒の担任教員、理事長が適切と認める理事1名の計3名の合意を得て、その諾否を決定する。
 - 5 本条1項及び4項において、校長が当該児童・生徒の担任教員である場合、「児童・生徒の担任教員」を「校長が指名する教員」に読み替える。
 - 6 本条に基づく処分に不服がある児童・生徒又はその保護者は、第22条に従い不服審査の申し立てを行うことができる。

(退学処分)

- 第21条 次の各号のいずれかに該当する場合には、本校は、児童・生徒に対して、校長、当該児童・生徒の担任教員、理事長が適切と認める理事3名の計5名の合意の上、退学処分を行うことができる。処分決定にあたっては、当該児童・生徒及びその保護者、その他関係者から事情等を聞かなければならない。
- (1) 児童・生徒が2度目の停学処分を受けた後、更に停学処分に相当する行為を行った場合
 - (2) 重大な刑法上の犯罪に該当する行為があったと認められる場合
- 2 校長は、本条1項により退学処分を行う場合、当該児童・生徒の保護者及び理事長に対し、退学処分の理由と退学日を通知しなければならない。この場合、本校は、既に授業料を徴収している場合にも、授業料の払い戻しはせず、また未収分についても免除しない。
 - 3 本条1項において、校長が児童・生徒の担任教員と同じ場合、「児童・生徒の担任教員」を「校長が指名する教員」に読み替える。
 - 4 本条に基づく処分に不服がある児童・生徒又はその保護者は、第22条に従い不服審査の申し立てを行うことができる。

第9章 不服審査

(不服審査)

- 第22条 保護者で、自ら監護する児童・生徒の最終資格審査(第12条)、再履修(第16条)、停学処分(第20条)及び退学処分(第21条)に対する決定に不服がある者(以下、「不服申し立て者」)は、当該結果に関する通知が行われてから7日以内に本校に対して不服を申し立てることができる。
- 2 不服申し立てにあたっては、不服を申し立てる対象となる決定及び通知期日、不服申し立ての内容及び理由、口頭審理請求の有無、不服申し立て者名を明記し、必要に応じて根拠資料を添付するものとする。

- 3 本校は、本条2項に規定する不服申し立て書を受領した場合、不服申し立て者に受領の通知をするとともに、不服審査会を設置しその事案を調査しなければならない。同審査会は、校長と理事長が名誉代表の助言を得ながら協議のうえ適切と判断した3名から構成されるものとする。但し、審査会の構成員となる者は、講師、及び校長を除く理事の少なくとも各1名を含み、不服申し立て対象となっている当該決定行為に主体的に関与した者であってはならない。
- 4 本条2項に関して、不服申し立て者より請求があった場合、不服審査会は口頭審理を行わなければならない。処分を行った者及び不服申し立て者は、口頭審理に出席し、陳述を行い、証人を出席せしめ、書類、記録その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。
- 5 理事会は、不服審査会よりその調査結果に基づく勧告を受け、処分の承認、修正、取り消しのいずれかについて理由を付して決定し、不服申し立て者に書面にて通知する。
- 6 本校は、理事会が当該児童・生徒の処分を修正又は取り消しを行った場合、児童・生徒が当該処分によってもたらされた不当な処遇を是正するよう、最大限努めなければならない。本校は、児童・生徒が当該処分によって授業への出席が認められなかった場合、当該期間に相当する授業日数に応じた授業料相当額を払い戻す。但し、当該授業料が未徴収の場合はこの限りではない。
- 7 本条5項に基づく理事会の決定は最終的な結論とみなされ、不服申し立て者、本校を含む当該事案に関わる関係者全員を拘束するものとする。
- 8 不服申し立て者は、本条5項に基づく理事会の決定が行われるまでの間、いつでも不服申し立てを取り下げることができる。取り下げは、書面で本校に提出しなければならない。

第10章 嫌がらせ行為に係る解決手続き

(嫌がらせ行為)

第23条 本校は、校長、講師、保護者、児童・生徒を含む本校の活動に参加する全ての者による差別的および性的なものを含むあらゆる種類の嫌がらせ行為(以下、「嫌がらせ行為」)の解決手続きにつき、以下の通り定める。

(不服手続き)

- 第24条 嫌がらせ行為を受けたことを感じた場合、相手方に対し自分が不快に思っていることを伝えるとともに、そのような行為を止めるように求める。相手方の行動や態度が変わらない場合、或いは、不快感が増していると感じられた場合には、パブリックオフィサー、名誉代表又は名誉顧問(以下、「パブリックオフィサー等」)に相談するものとする。
- 2 相手方が当該行為を止めない場合、或いは、自らは止めるように言うことができない場合には、パブリックオフィサー等に、嫌がらせ行為に関する調査の実施を申し入れることができる。
 - 3 パブリックオフィサー等は、調査実施の申し入れに基づき、理事会と協議の上適切と判断した3名から構成させる申し入れ審査会を設置し、同審査会に当該事案を調査せしめなければならない。但し、審査会の構成員となる者は、講師、及び校長以外の理事を含み、調査申し入れ対象となっている事案に主体的に関与したものであってはならない。
 - 4 審査会は日付、時刻、場所、証人の氏名等、申し入れ対象となっている事案に関する情報を記録し、パブリックオフィサー等に提出する。

- 5 調査の結果、申し入れの内容が立証されない場合には、申し入れの提起が故意に偽ってなされたものでない限り、更なる措置は講じられないが、申し入れの提起が故意に偽ってなされた場合には、申し出人を処分することがある。申し入れの内容が立証された場合には、以下のような措置が実施される。
 - (1) 嫌がらせ行為を矯正するための措置
 - (2) 謝罪
 - (3) 将来的な行動に係る合意文書の作成
 - (4) 嫌がらせ行為を行った者に対する口頭ないしは文書による警告
 - (5) 嫌がらせ行為を行った者に対する予告なしの処分

(不当な取り扱いの禁止)

第25条 不服手続きにおいては、申し入れの申出人、及び証人となった者に対する不当な取り扱いを禁ずる。不当な取り扱いとは、申し入れを行ったこと、証人になったことを理由に、不利益を与えることを言う。特定の児童・生徒、保護者、校長、講師等が、かかる不利益を与えたことが明らかな場合には、当該児童・生徒、保護者、校長、講師等を、前条に規定されている手続きと同様に取り扱いうることとする。

第11章 安全管理

(安全管理)

- 第26条 校長、講師及び保護者は、別号－1の「安全管理に関する細則」に基づき、教育活動、行事活動中の、学校の管理下にある児童・生徒の安全管理に留意し、児童・生徒を事故等から守るため最大限の努力を行うものとする。
- 2 児童・生徒は、学校の管理下においては、本校及び保護者からの指導及び別号－2の「安全についての学校の決まり」を尊重し、事故等に合わないよう心がけるものとする。
 - 3 本条1項及び2項において、学校の管理下にある児童・生徒とは、本校の授業(準備から下校までの間)、課外活動(集合から解散までの間)及び行事活動(集合から解散までの間)に出席・参加している児童・生徒をさす。本校への通学は、授業実施場所の建物入口又は集合・解散場所まで保護者の責任で行い、通学時のいかなる責任も本校は持たない。
 - 4 保護者は、自らが監護する児童・生徒が、別号－2の「安全に関する学校の決まり」の内容を十分に理解しそれを遵守せしめるよう最大限の努力を行うものとする。

(緊急事態対応)

- 第27条 緊急事態が発生した場合、本校及び保護者は、可能な対応をとるよう最大限の努力をしなければならない。
- 2 本校は、緊急時の連絡・避難方法をあらかじめ整備し、訓練を実施しなければならない。

第12章 児童・生徒記録簿

(児童・生徒記録簿)

- 第28条 本校は、児童・生徒の記録簿を作成、保管するものとする。
- 2 本校は、以下の各号の場合、児童・生徒の異動日及び異動事由を記録するものとする。

- (1) 第12条で定めた仮入学の場合、本入学の場合、仮入学後に本入学が認められない場合
 - (2) 第15条で定めた休学の場合
 - (3) 第16条で定めた再履修、退校の場合
 - (4) 第17条で定めた自主退学の場合
 - (5) 第18条で定めた卒業の場合
 - (6) 第19条で定めた退校の場合
 - (7) 第20条で定めた停学処分の場合、復学の場合
 - (8) 第21条で定めた退学処分の場合
- 3 本校は、校長を含む理事、講師、正会員、名誉代表又は名誉顧問が必要とする場合、必要と認められる範囲に限って本記録簿を閲覧させることが出来る。また、正会員は、自ら監護する児童・生徒に関する本記録簿の記載内容に異議がある場合、訂正を要求することが出来る。

第13章 授業料等の支払い

(授業料等)

- 第29条 本校は、会則第13条に基づき、児童・生徒の保護者に対し、授業料等の請求を行う。児童・生徒又はその保護者は、授業料等の請求書に記載された期日迄にこれを支払わなければならない。
- 2 本校は、当該期日迄に授業料を支払わなかった保護者に対して、支払いの督促を通知する。督促通知を受けた者は、通知が行われた日から起算して7日以内に授業料を支払わなければならない。
 - 3 本条2項にも拘わらず、支払いを行わない場合、第19条に従うものとする。

第14章 通知

(通知)

- 第30条 本則に基づく本校からのあらゆる通知や文書は、(a)直接手渡し、(b)会員登録住所への郵送、(c)同登録番号へのファックス送信、(d)同登録アドレスへのeメール送信のいずれかで行うものとする。(d)の場合には、本校ウェブ・ページへの掲載を通知することでeメール送信とみなすことができる。
- 2 郵送による通知は、投函日から数えて3営業日目の正午に行われたものとみなし、ファックス、eメールの場合は通信終了時点とみなす。eメールが通信終了しない場合においては、本校ウェブ・ページにその旨掲載することをもって通信終了と見なすことができる。
 - 3 本則に基づく本校から教員に対するあらゆる通知や文書は、(a)直接手渡し、(b)教員の登録アドレスへのeメール送信、(c)その他当該教員の希望する連絡方法のいずれかで行うものとする。但し、第14条に定める欠席・早退・遅刻については、直接又は電話で連絡することができる。
 - 4 本則に基づく本校に対するあらゆる通知や文書は、(a)書記への直接手渡し、(b)書記の登録住所への郵送、(c)書記の登録番号へのファックス送信、(d)書記の登録アドレスへのeメール送信のいずれかで行うものとする。但し、自署を要する書類を(d)により送信する場合、自署後の書類を送信するものとする。

第15章 個人情報保護

(個人情報保護)

- 第31条 本校及び保護者は、立场上知り得た児童・生徒、保護者、校長及び講師の個人情報の保護対策をする。
- 2 理事及び保護者は、立场上知り得た児童・生徒、保護者、校長及び講師の個人情報に対し守秘義務を負う。

第16章 賠償

(賠償)

- 第32条 児童・生徒又はその保護者が、故意又は重大な過失によって本校に損害を与えた場合、本校は、第20条に基づく停学処分又は第21条に基づく退学処分を行うほか、その損害の全部又は一部の賠償を求めることができる。

第17章 その他条項

- 第33条 会則、雇用契約、就業規則の内容で、本則と異なる内容がある場合、会則、雇用契約、就業規則を優先する。また、本則は、オーストラリア首都特別地域各法に準拠するものとする。
- 第34条 本則条文の一部が無効または実施不能と判断された場合、本則のそれ以外の部分は継続して完全に効力を有するものとする。
- 第35条 本則の改定にあたっては、理事会は教員会議の意見を聴いた上で改正内容を決定し、総会の承認を経て施行される。施行後は、総会で承認された条文以外に、いかなる条件、書面・口頭を問わない合意、条文案などは一切その効力を有さないものとする。

附則

- 第1条 本則は、平成20年10月1日から施行する。